

原則として、協力会社毎に作成する。

作業員名簿

(令和2年 7月 16日作成)

事業所の名称 八重洲建設株式会社丸の内ビル作業所

現場ID 43210987654321

所長名 夏川 二郎 殿

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に表示することについて、記載者本人は同意しています。

作業員を雇用する会社が作成し、一次の会社を通じて元請に提出する。

元請確認欄

提出日 令和2年7月18日

現場代理人でもよい。

一次会社名・事業者ID 大山建設株式会社 23456789012345

(二次)会社名・事業者ID 株式会社山田工務店 34567890123456

[退職金共済制度加入について 建退共・中退共・その他・無]

[退職金共済制度加入について 建退共・中退共・その他・無]

番号	フリガナ氏名 技能者ID	職種	※	雇入年月日		生年月日		現住所 家族連絡先	(TEL)	最近の健康診断日
				経験年数	年齢	(TEL)	血圧			
1	マジマ ケンジ 間島 健児 00001234567890	型 大 大 工	現職 職安 接	S54年6月10日	S36年4月20日	浦安市堀江13××	(0473-56-XXXX)	R 2年4月18日		
				41年	59歳	栃木県塩谷郡藤原町滝××	(02887-2-XXXX)	116~79		
2	アキタ イチロウ 秋田 一郎 00002345678901	型 大 大 工	主 能	S54年9月15日	S34年3月20日	江東区大島8-×××× 当社小名木寮	(03-3683-XXXX)	R 2年3月30日		
				41年	61歳	秋田県仙北郡田沢湖町梅沢××	(01875-2-XXXX)	156~90		
3	フクシマ シロウ 福島 四郎 00003456789012	型 大 大 工	主	S60年9月15日	S38年6月8日	江東区大島8-×××× 当社小名木寮	(03-3683-XXXX)	R 2年3月30日		
				35年	57歳	秋田県仙北郡角館町西長野××	(01875-2-XXXX)	125~80		
4	シュウ ハクザン 周 伯山 00004567890123	型 大 大 工	特	H29年7月1日	H 4年4月28日	江東区大島8-×××× 当社小名木寮	(03-3683-XXXX)	R 2年7月2日		
				3年	24歳	中華人民共和国山東省-××	(△△△-XXX-0000)	112~78		
5	ゲン・カオ・トクアン 00005678901234	型 大 大 工	特	H27年9月15日	S57年12月7日	江東区大島8-××××- 当社小名木寮	(03-3683-XXXX)	R 2年3月30日		
				5年	36歳	鹿児島県川内市大神宇山田××	(09972-2-XXXX)	120~73		
6	チュエ・チ・ホン 00006789012345	型 大 大 工	特	H30年6月15日	H 6年10月5日	123 × × × st. ○ ○ ○ Dist.LHoChiMinn	(000-XXX-△△△)	R 2年3月30日		
				2年	26歳	321 × × × st.△△△ Dist.IHanoi	(XXX-△△△-0000)	105~80		
	以下略			年月日	年月日					

初回の名簿等提出後、新たに入場する作業員については逐次追加記入する。

作業員名簿は、建設業法第24条の8及び建設業法施行規則第14条の2により実質的に作成が義務づけられている。本様式では、法令による記載事項以上の記載を求めているが、災害発生時の緊急連絡先や作業員の健康状態及び教育・資格・免許等の把握等、関係請負人の確認事項であり、リスク管理上必要な事項としている。

年少者(18歳未満)を使用する場合は、元請業者の作業所長は「年齢証明書」を確認する。
その場合においても、年少者労働基準規則等により、時間外労働は制限され、危険有害業務への就労は禁止されている。
年齢証明書は「住民票記載事項証明書」で充足できる。
[15歳未満]
満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまで、土木、建築その他工作物の建設等又はその準備の事業に就労することは禁止されている。

労働基準法第64条及び女性労働基準規則に、坑内労働・妊産婦の就労制限の業務の範囲が規定されている。

血液型	特殊健康診断日 種類	健康保険	建設業退職金共済制度	教育・資格・免許			入場年月日	退職金共済手帳所有の有無
		年金保険 雇用保険	中小企業退職金共済制度	雇入・職長特別教育	技能講習	免許		
A	年月日	○健康保険組合 厚生年金 ×××-×	○	雇入時教育 職長教育	玉掛	なし	R 2年7月20日 R 2年7月20日	建・中 他・無
		○健康保険組合 厚生年金 ×××-×	○	雇入時教育 建設用リフト	型枠支保工の組立て等作業主任者	なし	R 2年7月20日 R 2年7月20日	建・中 他・無
A B	年月日	○健康保険組合 厚生年金 ×××-×	○	雇入時教育 建設用リフト	型枠支保工の組立て等作業主任者	なし	R 2年7月20日 R 2年7月20日	建・中 他・無
		○健康保険組合 厚生年金 ×××-×	○	雇入時教育	なし	なし	R 2年7月20日 R 2年7月23日	建・中 他・無
O	年月日	○健康保険組合 厚生年金 ×××-×	○	雇入時教育	なし	クレーン運転士	R 2年7月20日 R 2年7月23日	建・中 他・無
		○健康保険組合 厚生年金 ×××-×	○	雇入時教育	なし	なし	R 2年7月20日 R 2年7月23日	建・中 他・無
B	年月日	○健康保険組合 厚生年金 ×××-×	○	雇入時教育	なし	なし	R 2年7月20日 R 2年7月23日	建・中 他・無
		○健康保険組合 厚生年金 ×××-×	○	雇入時教育	なし	なし	R 2年7月20日 R 2年7月23日	建・中 他・無

一般健康診断には、雇入時の健康診断と定期健康診断があり、労働安全衛生法第66条(安衛則第43条~45条)に規定されている。
特定の有害業務(安衛法施行令第22条の業務)に従事する作業員に対し、雇入時、配置替え時及び定期に特別項目の健康診断を実施しなければならない。
定期健康診断は就業後1年以内毎に1回受診とし、有害業務従事者は6ヶ月以内毎に1回受診しなければならない。
健康診断の法定実施期限が過ぎないように管理すること。
元方事業者は健康状態を確認し、必要な指導を行う。所見有りの場合は、治療、配置替え等を行う。
健康診断に関する秘密の保持(労働安全衛生法第104条)実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。
平成17年4月1日施行「個人情報の保護に関する法律」に基づき、作業員の健康情報(健康診断の結果、病歴、その他の健康に関する情報)については、適正に取り扱うこと。

受入教育(新規入場時教育)を実施したときに記入する。
各作業主任者の選任にあたっては、施工する工事の内容を十分勘案して、技能講習修了者(一部免許あり)の中から選任すること。

(注) 1. ※印欄には次の記号等を入れる。(表示されない情報があります)
 (現)…現場代理人 (作)…作業主任者(注)2.) (女)…女性作業員 (未)…18歳未満の作業員
 (主)…主任技術者 (職)…職長 (安)…安全衛生責任者 (能)…能力向上教育
 (危)…危険有害業務・再発防止教育 (建)…外国人建設就労者 (1特)…1号特定技能外国人
 (留)…外国人技能実習生 (留)…外国人技能実習生

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。
 (注) 3. 事業者及び技能者が建設キャリアアップシステムに登録されている場合は、当該事業者の事業者ID及び現場ID並びに当該技能者の技能者IDを記載。
 (注) 4. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
 (注) 5. 各社別に作成するのが原則であるが、リース機械等の運転者は一括でもよい。
 (注) 6. 資格・免許等の写しを添付すること。

(注) 7. 健康保険欄には、健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、「適用除外」と記載。
 (注) 8. 年金保険欄には、年金保険の名称(厚生年金、国民年金等)を記載。各年金の受給者である場合は、「受給者」と記載。
 (注) 9. 雇用保険欄には被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には「日雇保険」と追記)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には「適用除外」と記載。
 (注) 10. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
 (注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇技能士)を有する場合は、「免許」欄に記入。
 (注) 12. 退職金共済手帳所有の有無については、建退共手帳所有の場合には「建」を、中退共手帳所有の場合には「中」を、その他の手帳所有の場合には「他」を、所有していない場合には「無」を〇で囲む。
 (注) 13. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。